

6号機及び7号機 監視測定設備の機能喪失による運転上の制限の逸脱からの復帰について
(公表区分Ⅱ)

2025 年 11 月 27 日

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

2025 年 11 月 2 日午前 11 時 00 分頃、5 号機中央制御室の屋外放射線監視端末に異常を示すメッセージが表示され、現場調査を行ったところ、5 号機緊急時対策所にある緊急時対策支援システムの伝送装置の一部が停止していました。

この伝送装置には重大事故等対処設備である監視測定設備（可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置）が繋がるものとなっており、午後 3 時 10 分に 6 号機及び 7 号機の保安規定第 66 条-15-1 の運転上の制限を逸脱したものと判断し、保安規定で要求される以下の代替措置を実施しておりました。

- ・当該設備を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する
(午後 3 時 10 分開始)
- ・代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する
(通常的环境モニタリングにて対応できていることを確認)

([2025 年 11 月 2 日お知らせ済み](#))

調査の結果、5 号機緊急時対策所内にあるデータ伝送用機器類の電源装置にエラーが出ていることを確認したため、後継機種へ取替を実施しました。

取替を行った電源装置を含めた監視測定設備の使用前事業者検査を行い、データ伝送が正常に動作することを確認したため、11 月 27 日午後 6 時 26 分に、運転上の制限の逸脱から復帰したと判断しました。

引き続き、伝送装置の一部が停止した原因について調査してまいります。

以 上